

貸金業における苦情処理措置及び紛争解決措置

2025年7月1日

当社は、金融商品取引業におけるファンド組成支援の一環として、貸金業法第2条第1項に規定する金銭の貸借の媒介に該当する業務を行うことがあるため、貸金業の登録を行っております。金銭の貸借の媒介に係るお客様等からの苦情について、関係部署が連携し、迅速、誠実、公平かつ適切に解決を図るよう努めております。

貸金業における金銭の貸借の媒介に関する苦情等につきましては、法務コンプライアンス部あてにお申し出いただくようお願い致します。

電話番号：03-6759-9334

また、日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センターを通じて、お客様等からの相談、苦情の受付、紛争解決のためのあっせんを行う制度も設けております。

同センターは、当社との契約に基づき、相談、苦情の受付及び紛争解決のあっせんを行っています。

この機関をご利用になる場合には、以下の連絡先までお申し出ください。

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

住所：〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15

電話番号：03-5739-3861